

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に出るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

◇規則 鳥取県小型機船底びき網漁業調整規則の一部改正

◇告示 米飯提供業者の登録
建設業者の登録まつ消
種畜証明書の書換交付

種畜の廃用
字の区域の変更
土地の公用廃止
土地改良区定款変更認可
土地改良区役員の退任及び就任

◇選管告示
鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
地方自治法による選挙権を有する者の総数の三分の一の数及び五十分の一の数
鳥取海区漁業調整委員の当選者と決定した者

◇公告

の住所氏名
鳥取県身体障害者更生指導所所生の募集
鳥取県立山陰酪農講習所講習生の募集
市町村農業共済組合専任職員資格試験の実施
町村合併に伴う出張所の名称変更について
市町村職員共済組合役員の就任
退任

規則

鳥取県小型機船底びき網漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年一月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第三号

鳥取県小型機船底びき網漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県小型機船底びき網漁業調整規則（昭和二十七年三月鳥取県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条表中

「打瀬第一種漁業のうち 鳥取県沖合（中海を除く）」を
 こうがい網漁業
 「打瀬第一種漁業のうち 鳥取県沖合（西伯郡名和町御
 こうがい網漁業 来屋鼻と島根県八束郡美保関
 町地蔵崎とを結ぶ線以内の美
 保湾及び中海を除く。）」
 に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用につ
 いては、この規則施行後もなお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第三十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）
 第三十五条の四第一項の規定にもとづき昭和三十三年一
 月二十三日次のとおり米飯提供者の登録をした。
 昭和三十三年一月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂
 登録 番号 第七三八号
 氏 名 温湯八重子
 営業所所在地 日野郡黒坂町大字黒坂一、一一〇番
 地
 業 務 内 容 飲食店

鳥取県告示第三十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規
 定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条
 第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登
 録をまつ消した。

昭和三十三年一月二十九日
 鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (は)第一八三号	昭二九、一一、一九	吉山工務所	岩美郡岩美町本庄二八九	岡田 重吉	昭三一、 一一、一九
〃 〃 三五九号	〃 〃 〃	一森 田 組	八頭郡家町久能寺六六六	森田 巖	〃 〃 〃
〃 〃 一三二号	〃 〃 〃	一、五 大 谷 組	東伯郡東郷町長和田五六五	大谷 藤吉	〃 〃 〃
〃 〃 一四九号	〃 〃 〃	一、六 森山建築工務店	米子市久米町三一	森山 要藏	〃 〃 〃

鳥取県告示第三十六号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。
 昭和三十三年一月二十九日

種畜証明書番号	名号	種類	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
昭三一鳥地第一五号	桃花	黒毛和種	鳥取県八頭郡用瀬町 福本正一	鳥取県八頭郡中私都村 山本新松

鳥取県告示第三十七号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。
 昭和三十三年一月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明書番号 名号 品種 旧飼養者住所氏名 新飼養者住所氏名
 昭三一鳥取二第一七号 浩 黒毛和種 鳥取県米子市和田 佐藤頼義 鳥取県日野郡江府町 長尾保一

鳥取県告示第三十八号
 次の種畜は廃用された。

昭和三十三年一月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

種畜証明書番号	名号	品種	飼養者住所氏名
昭三一鳥取一第九号	小倉高	黒毛和種	鳥取県鳥取市金沢 山田 清治
第三七号	辰広	"	日野郡江府町 影山 護昌
"	三九	有明	"
"	四一	松三	長尾 保一
"	"	"	下村薫次郎

鳥取県告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、昭和三十三年一月十日から、西

伯郡岸本町において、大字丸山の区域内の字の区域を次のとおり変更した旨届出があつた。

昭和三十三年一月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

変 更 前		変 更 後	
字 名	地 番	字 名	地 番
小原	一、八〇八		
	一、八〇九		
山 王	一、八一〇		
	一、八一二	山 王	一、八一〇
	一、八一三		
大中島	一、八一四		
	一、八〇七の一		
	一、八〇七の二		
釜ヶ谷	一、八〇七の二		

鳥取県告示第四十号

次の土地は、その用途を廃止する。

昭和三十三年一月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 米子市新山字屋敷九八三番地先 旧河川敷
- 二 坪一合四勺

（関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、東郷町方地土地改良区の定款変更について、昭和三十三年一月二十三日認可した。

昭和三十三年一月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が

退任および就任した旨届出があつた。

昭和三十三年一月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の名および住所

泊村小浜土地改良区 理事 加須井 直 東伯郡泊村大字小浜

" 賀須井 長兵衛 "

" 吉田 竹藏 "

" 吉田 岩夫 "

" 山下 元一 "

" 小谷 善吉 "

監事 小谷 重信 "

就任した役員の名および住所

泊村小浜土地改良区

理事 賀須井 長兵衛 東伯郡泊村大字小浜

" 賀須井 是憲 "

" 賀須井 散正 "

" 吉田 竹藏 "

吉田 岩夫	〃	〃
山下 元一	〃	〃
監事 小谷 重信	〃	〃
賀須井 直	〃	〃
下黒坂土地改良区		
理事 生田 浩造	日野郡黒坂町大字下黒坂	
〃 頭本 深	〃	
〃 梅林 寿次	〃	
〃 生田 貞治	〃	
〃 頭本 忠治	〃	
〃 頭本 義人	〃	
〃 頭本 鶴一	〃	
〃 〃	〃	

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定による鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の

選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりである。

昭和三十三年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

三、五四八

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数及び五十分の一の数は次のとおりである。

昭和三十三年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

〃 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

鳥取市選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

米子市選挙区において

倉吉市選挙区において

境港市選挙区において

岩美郡選挙区において

八頭郡選挙区において

気高郡選挙区において

東伯郡選挙区において

西伯郡選挙区において

日野郡選挙区において

一一八、五三二

七、一一二

一九、三四六

一七、九六九

一〇、二九四

六、四二二

六、九二八

一四、四三三

五、六三七

一七、三三〇

一二、〇六二

八、一一三

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

鳥取海区漁業調整委員会委員の欠員に伴い、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十三条第一項の規定により当選人と決定した者の住所及び氏名は次のとおりである。

昭和三十三年一月二十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

住所 氏名

西伯郡逢坂村大字塩津七〇〇番地 柏尾 竹雄

公 告

鳥取県身体障害者更生指導所所生を次の要綱により募集する。

昭和三十二年一月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

第五期入所生募集要綱

肢体不自由者更生施設

鳥取県身体障害者更生指導所

所在地 鳥取市富安(駅裏工場地帯)

(電話二、七二六番)

一 当所の目的

肢体不自由を收容し医学的、心理学的管理のもとに機能回復訓練、生活訓練、職業訓練を施して社会経済生活への参与並びに自立更生に対する基礎的陶冶を行う。

二 訓練内容

1 機能回復訓練(治療、理学療法、作業療法、運動療法)

2 一般教養

教養、国語、数学、社会、英語、音楽、保健衛生

3 職能及び職業訓練

一定期間の職能訓練を経て本人の志向及び社会的診断、職能検査等の総合判定の結果により、次にあげる種目のうち最も適当なものについて職業技術の基礎的陶冶を行う。

A 所内において行うもの

(1) ラジオ科(ラジオ組立修理)

(2) 孔版科(謄写印刷、希望により邦文タイプライターも指導する)

(3) 洋裁科(主として婦人服、子供服)

B 民間業者に委託して行うもの

(1) 自転車組立修理

(2) 靴製作修理

C 鳥取公共職業補導所に委託して行うもの

木工科(ろうあ者、聴力障害者等特殊障害者にたゞし、特別選考により決定する。)

三 訓練期間

一ヶ月以内とする。但し所長が必要と認めた場合は期間を延長することが出来る。

四 募集人員

二十五名

五 応募資格

身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由者であつて次の各号に該当し、更生意欲が旺盛で生活行動等が集団生活に適し、自ら進んで訓練を受けて自立をはかるうとする者。(但し木工科を志望する者はろうあ者聴力障害者に限る)

1 義務教育を修了した者。又はこれと同等以上の学力がある者とする者。

2 介護を必要としない者。

3 現に内部疾患及び伝染性疾患を有していない者。

六 出願手続

別記様式による入所願書に健康診断書(内部疾患その他伝染性疾患を有していないことを証明するものであ

ること)を添附し、次の期間中に市に居住する者は市の福祉事務所へ、町村に居住する者は町村役場を経て管轄の福祉事務所へ提出のこと。
願書受付期間
二月十日から二月二十九日まで

福祉事務所が入所願書を受理したときは、鳥取県身体障害者更生指導所規程(昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号)第二号様式による身上調査書、最終学校の学力、性行調査をそえて三月十日までにこれを当所へ送付のこと。

七 入所選考

第一次選考
書類審査

第二次選考

1 身体検査

2 職能判定

3 知能及び学力テスト

4 面接調査

選考期日及び場所

三月二十日過ぎ鳥取、倉吉、米子の三ヶ所に於いて実施するが詳細は第一次選考合格者にたいし三月十日頃通知する。

入所決定通知及び入所期日

決定通知 三月末日
入所期日 四月十五日の予定

八 経費その他

- 1 授業料並びに実習材料費は徴収しない。
- 2 実習に要する器具は貸与する。
- 3 入所生は附設の寄宿舎に入舎するものとする。(特に所長の許可を受けたものを除く)但し舎費は徴収しない。
- 4 身廻り品、日用品、寝具は自己負担とする。但し寝具については事情により貸与することがある。
- 5 入舎中食費は実費、月額約千九百円を徴収する。但し生活保護法の適用を受けているもの、又はこれに準ずるものについては免除するものとする。

附記

当所には身体障害者福祉法第十一条に基ずく更生相談所及び補装具製作修理施設としての義肢工場が併設されているので入所中これらの利用について便宜がある。

別記様式

入 所 願

貴所に入所したいので次の事項を記載してお願いいたします。

一 身体障害者手帳	県第 号 (昭和 年 月 日交付)
二 身体障害の障害名	現 況 (級)
三 入所を希望する理由	
四 職業訓練科目	五 退所後の計画
希望する職業	自営 (場所) 就職 (場所) その他 (場所)
履 歴	歴 職
学 歴	
賞 罰	

昭和 年 月 日

鳥取県身体障害者更生指導所長 小林寿雄殿

昭和三十二年度鳥取県立山陰酪農講習所講習生を次の要項により募集する。

昭和三十二年一月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十二年度鳥取県立山陰酪農講習所講習生募集要項

一 講習期間

約一箇年(昭和三十二年四月一日から翌年三月三十一日まで)

二 募集人員

約十五名

三 講習科目

本籍地

居住地

氏 名

年 月 日生

四 応募資格

乳牛、畜産汎論、酪農経営、乳牛飼養、乳牛の飼料、牛乳及び乳製品、家畜生理衛生、改良蕃殖、獣医学大意、畜力利用、畜産法規、農業経営、土壤肥料、普通作物、農機具等の学科及び実習

新制高等学校の農業に関する学科を修めて卒業した者(講習を受けようとする年の三月三十一日までに卒業する見込のある者を含む)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者及び新制中学校卒業後一年以上種畜場、農業試験場等の講習課程を経た者で身体強健、志操堅実に熱意を有する者

五 応募手続

志願者は(一)入所願(別記様式)(二)履歴書(三)戸籍抄本(四)最終卒業学校長又は市町村長の推薦書(五)卒業証明書(又は卒業見込証明書)(六)最終学年成績証明書(七)身体検査書(健康であることを証明する医師発行のもの)を鳥取県立山陰酪農講習所(米子市上福原一、八〇六番地)に提出すること。

但し島根県在住の者は島根県を経由すること。

六 願書受付期限

昭和三十三年三月十五日まで

七 受験通知

願書を提出した者には選考日までに受験票を交付する。受験票は当日持参すること。

八 選考期日、方法及び場所

1 期日 昭和三十三年三月十九日午前十時から午後四時まで

2 方法 一般常識に関する筆記試験及び口答試験

3 場所 米子市上福原一、八〇六番地 鳥取県立山陰酪農講習所(皆生温泉入口バス下車)

九 入所許可の通知

昭和三十三年三月二十日日本人あてに通知状を発送する。

一〇 入所期日

昭和三十三年四月一日

一一 その他

1 受講料は徴収しない。

2 講習生は全員寄宿舎に收容する。

3 毎月若干の手当を予算の範囲内で支給する。

4 入所についての詳細は入所許可を受けた者に別途通知する。

別記様式

入 所 願

このたび貴所講習生として入所したいので関係書類を添えてお願いいたします。

昭和三十三年 月 日

住 所

氏(ふりがな)

名 印

鳥取県立山陰酪農講習所長殿

昭和三十一年度市町村農業共済組合専任職員資格試験を次のとおり実施する。

昭和三十三年一月二十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験の期日及び場所

(一) 期日 昭和三十三年三月二十六、二十七日

(二) 場所 鳥取市、米子市

但し人員の都合により鳥取市一ヶ所とした場合は通知する。

(三) 試験場及び試験時間については別途受験票に記載の上交付する。

二 受験資格

(一) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校(以下「新制高等学校」という)又は旧中学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中学校、旧実業学校令(明治三十二年勅令第三十九号)(以下「旧制中等学校」という)の農業科卒業以上の資格を有する者、並びに当該課程を修める者のうち試験実施年度末までに卒業見込の者。

(二) 新制高等学校又は旧制中等学校を卒業した者、及びこれと同等以上の資格を有する者を入学又は入所

資格とする教育機関において農業に関する課程を修了した者、並びに当該課程を修める者のうち試験実施年度末までに修了見込の者。

(三) 五箇年以上国、地方公共団体その他法人格を有する団体において、農業技術指導員の経験を有する者。

(四) 農業改良普及員の資格を有する者。

(五) 事務職員にあつて(一)(二)(三)(四)の外新制高等学校又は旧制中等学校卒業以上の資格を有する者、並びに当該課程を修める者のうち試験実施年度末までに卒業見込の者。

(六) 知事が適当と認めた者。

三 出願手続

(一) 受験希望者は次の書類を経済部農政課に提出すること。

- 1 受験願書(様式一)
- 2 履歴書(様式二)
- 3 受験有資格者たることを証明する書類

四 受験願書の受付
昭和三十二年二月一日から二月十五日まで

五 試験方法
試験は筆記試験及び口述試験とする。
（一）筆記試験は次の項目について行う。
農業災害補償法
農業共済団体組織
会計経理
農作物共済事業
蚕繭共済事業
家畜共済事業
任意共済事業
水稻、陸稻、麦栽培技術
土壤、肥料
病虫害防除

（二）受験願書を受理し受験資格があると認められた者に対しては、受験票を交付するとともに試験実施に必要な事項を通知する。

裁桑、桑樹病害
育蚕、蚕休、病理
畜産、飼育、管理、生理衛生
農業気象
作文

（一）口述試験は社会常識及び人物考査とする。
六 試験合格者については、試験終了後一ヶ月以内に県公報にその氏名を公表するとともに、合格証を交付する。

様式一（日本標準規格B5）
受 験 願 書
氏（ふりがな）
年 月 日生 名
農業共済組合専任（事務）職員（鳥取市）の資格試験を（米子市）にて受けたいので関係書類を添えて出願します。
氏 名

鳥取県知事 殿

様式二（用紙和紙）
履 歴 書
本籍地
現住所
氏（ふりがな）
年 月 日生 名
学 歴
職 歴
賞 罰
氏 名
右のとおり相違ありません
年 月 日

雑 報

町村合併に伴う町村の名称並びに出張所の名称変更について
当所管内次の通り町村の名称並びに出張所の名称を変更した。
昭和三十二年一月二十九日
鳥取食糧事務所長 布 野 長 良

一 鳥取支所管内
（一）町村合併年月日 昭和三十二年一月一日
（二）新 町 村 名 国府町
（三）旧 町 村 名 宇倍野村、大成村
（四）出張所の名称所 新 国府出張所
旧 宇倍野出張所
岩美郡国府町大字町屋三〇四番地
岩美郡宇倍野村大字町屋三〇四番地

